

入札公告

以下のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月21日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 森田 健児

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

機構ホームページ管理システムに係るサーバの賃貸借等業務

(2) 仕様

仕様書のとおり

2 履行期限及び契約期間等

(1) 履行期限

令和6年5月31日

(仕様書3の(3)のソについては令和6年8月30日)

(2) 機器の賃貸借に係る契約期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで(5年間)

(3) 納入場所

独立行政法人農畜産業振興機構

3 入札参加者に要求される資格要件

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）」第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当す

る者を有資格者にしないものとする。

(有資格者としなないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者としなないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付してない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しなない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められなない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準(平成23年8月25日付け23農畜機第2236号)の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させなないことができるものとする。

- (2) 入札時において、令和4・5・6年度全省庁統一資格における役務の提供等の「賃貸借」及び「ソフトウェア開発」(又は情報処理)又は令和4・5・6年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加者資格における役務等の「賃貸借」及び「ソフトウェア開発」(又は「情報処理」)に登録された者であること。
- (3) 国内又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISMS(ISO/IEC27001、JIS Q27001)の認証を有していること若しくは同認定に準じた情報セキュリティ対策を実施していること。
- (4) 6の交付期間内に入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に

準拠して本業務を行うこと。

- (6) 入札説明書に提示する契約書、機密保持契約書の記載内容で契約締結できること。
- (7) 新規事業者が入札に参加する場合、現行機器の設定仕様書等の資料を閲覧し、仕様書に記載されている内容を全て遂行できることを確認した上で入札に参加すること。資料の閲覧方法等は仕様書を確認すること。

4 問い合わせ先

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル南館3階

独立行政法人農畜産業振興機構

企画調整部広報消費者課（担当：小笠原）

電話 03-3583-8196

FAX 03-3582-3397

E-Mail alic-qc08（アットマーク）alic.go.jp

- ※1（アットマーク）は「@」に直すこと。
- ※2 問い合わせは、令和6年4月8日（月）10時00分までにすること。
- ※3 問い合わせはE-Mailで行うこと。
- ※4 E-Mailの件名に「機構ホームページ管理システムに係るサーバの賃貸借等業務」と記載すること。
- ※5 メッセージの最後に、社名、連絡先及び質問社名を明記すること。
- ※6 問い合わせへの回答は、問い合わせ内容も含め、全入札説明書受領者に共有する。

5 入札説明会

入札説明会は開催しない。仕様書に関する質問等については、4の問合せ先のE-Mailにより対応する。

6 入札説明書の交付方法及び交付期間

(1) 交付方法

4の問合せ先に、入札説明書交付希望の旨を連絡すること。入札説明書は原則、E-Mailにより交付する。郵送での交付を希望する場合、郵送希望の旨を連絡すること。

(2) 交付期間

令和6年3月21日(木)～令和6年4月5日(金)

※12時～13時及び土日祝日を除く10時～17時まで

7 入札方法及び開札について

(1) 入札方法

本入札は、郵便又は信書便(以下、「郵送等」という。)のみにより実施する。

入札参加を希望する者は、入札説明書に定める入札書等の必要書類を業者において記録される郵便等により、令和6年4月8日(月)13時00分までに提出すること(期限必着)。なお、提出に際しては、予め4の問い合わせ先にE-Mail等により連絡すること。

郵便等の発送に当たっては、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札所在中の封筒には「1回」、再度入札以降の入札書在中の封筒には「2回」「3回」等記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入すること。入札の公平性、透明性を確保するため、入札書については密封の上、提出すること。

(2) 開札日時

令和6年4月8日(月) 13時30分～

(3) 開札場所

独立行政法人農畜産業振興機構 南館3階EV前会議室

8 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書で示す条件を全て満たす入札者のうち、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年付10月1日付け15農畜機第152号-2)第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

9 独立行政法人が行う契約の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該

法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いする。

なお、案件の応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先とする。

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上の経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する旨。3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札である場合はその旨

(3) 当方に提供いただく情報

- ①契約締結日時点で在籍している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌月から起算して原則として72日以内

10 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

競争に参加するために必要な資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札金額

入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 機密保持契約書作成の要否

要

(7) その他、詳細は入札説明書による。